

## 岡山市議会 2013 年.11 月議会 個人質問

日本共産党 岡山市議団 河田正一

### 1 子どもの読書推進について

学力低下が大きな問題となっています。岡山県は学力テストの順位を上げることを重点施策にしています。しかし、学力とは何かを考えると、テストの点数を上げることは違うと思います。基礎として、探究心、好奇心を養う基礎をしっかり身に着けなければ、真の学力向上にはつながりません。

平素、活字に触れる機会が少ない児童、生徒は学校で教科書がスラスラ読めない。したがって内容を理解することも難しいという現象が多くあると学校現場から聞きます。とすると、「読む」「活字を見る」機会を作り出すことから始めなければならないと考えます。

学校では、朝読書の実施などそれぞれ工夫して、活字になれる努力をさせています。朝読書により、1 時限目から授業がスムーズにできる環境が整うようになったという声も聞きます。しかし、中学校になってからは、その間の遅れを取り戻すことはかなり難しいのです。早い時期での本を読む習慣を身に着けることが望まれます。

そのためには、幼児期における本の役割はとても大切です。0～5 歳までの幼児期に絵本に出会う機会を多くしてやる取り組みが実施されている事例を紹介します。

御津図書館では、幼稚園、保育園と連携で、園児の保護者に絵本の効用を話し、図書館便りを配布し、絵本の PR を続けています。また、大型絵本を充実させました。さらに、図書館に来ることが難しい多忙な保護者にも絵本を読んでもらおうと、各保育園に毎月 50 冊を団体貸し出ししています。保育士は多忙で図書館に来ることは難しいので、図書館長が配達しています。御津幼稚園には毎月移動図書館が巡回しています。また、親子クラブとも連携し読み聞かせをやっていきます。

これらの取り組みを通じて、小学校・中学校でも落ち着いて授業ができるようになったと聞いています。こういった取り組みをもっと広げてもらいたいと思います。

岡山市の図書館活動は、全国的に高い評価を得てきました、これまで築いてきた実績をさらに進める一層の取り組みを望みます。

そのために質問します。

- ① 子供がゲームの中に逃げ込む傾向の中で、読書の役割についてどのように考えていますか。
- ② 図書館活動の充実について、短期的、中期的にどのようにされるつもりですか。
- ③ 移動図書館車は現在 4 台ありますが、需要に対応できていますか。
- ④ 御津図書館の取り組みをどのように評価していますか。

- ⑤ 学力とは、テストの点数により決まると思えますか。

## 2.産廃について

御津河内産廃処分場建設の申請が11月27日にありました。建設許可を近々するのではないかと危惧しています。設置審議会の審査状況が、「異議申し立て決定」により一部開示されました。その中での意見を見るに、私としては専門的分野での突っ込んだ検討が十分されているように思えません。

そこで改めて、問題点を明らかにします。

堆積廃棄物の斜面の安定性については確立した評価方法がないので、盛土等の安定評価方式を援用しています。

内部摩擦角、粘着力などは既存産廃場をいくつか分析して、経験則として使用しています。それが全国都市清掃会議のデータです。

① 事業計画書で廃棄物の構成比と比重はどのように示されていますか。又、審査会の意見を受けて、設計定数算出根拠としての、計算上の単位体積重量(比重)と構成比はどのように計算しましたか。その結果、当初計画で計算された比重及び補正後の比重はどのようになりましたか。

② 廃プラに20%のガレキの混入が見込まれるとありますが、通常搬入時において、ガレキと廃プラは混在して搬入されますか。

③ 安定5品目のうち、ガラスくず、ゴムくず、金属くずなどは全く入らないと想定して計算されています。こんな処分場が現実にありますか。

④ 覆土の厚みは5cmとされていますが、ガレキのみで覆土すると、5cmにはならないのではありませんか。こんなことが可能であると考えますか。

⑤ ここは、廃プラが70%を占め、さらに、直高90mの処分場です。現存する施設でこれに匹敵する施設がありますか。

⑥ 安定5品目には必ず付着物があると、設置審議委員も指摘しています。全国で、産廃処分場のトラブルが多く発生しています。例を挙げると三重県桑名市源十郎新田、同市五反田、滋賀県栗東市、三重県四日市市内山、同市大矢知・平津、福井県敦賀市、愛媛県菅沢町などがあります。これらは特定支障除去等事業としてそれぞれの県が対応しています。これらの除去には何年かかり、費用はいくらかかると各県は見積もっていますか。

また、このようなことは岡山市の産廃処分場では起こりえないと考えますか。

⑦ 産廃埋め立て量は全国的に減ってきています。最終処分場の残余年数は、H11に3.7年だったのが毎年伸びてH22年は13.6年となりました。岡山県においても同様の傾向があります。しかし、大都市圏においては残存容量が乏しくなっているのも事実です。環境局長は絶えず、岡山県での埋め立て量は増えると強調します。

全国や県の埋め立て量目標は下がることになっていますが、国、県の計画達成は無理だと考えていますか。そうならば、最終処分量が増えるという根拠の特殊要因は何がありますか。

すか。

### 3. 中高層建築物の指導要綱について

高層建築物が周辺住民との間にトラブルを起こす事例が多くあります。岡山市は「中高層建築物の指導要綱」を定め、「近隣住民との間に、生ずる相隣関係の紛争を未然に防ぐとともに、地域の住環境を保全することにより、調和のある地域社会の実現を図る」ことを目的にしています。要綱の趣旨はすばらしいことと思います。

他都市においても、近隣住民との紛争防止の条例等がつくられています。

近隣の範囲を東京都は、敷地境界から当該建築物の高さの 2 倍の範囲としています。

新潟市は、敷地境界線から計画建築物の高さの概ね 2 倍のとしています。

静岡市は、外壁から建築物の高さの 2 倍の水平距離の範囲としています。

しかし岡山市においては、事前協議を必要とする関係者は、日影やテレビ電波障害の影響者、周辺関係者となっていますが、町内会長など以外は敷地の隣接地のみとなっており極めて限定的です。

H23 年度は 36 件、H24 年度は 34 件の「中高層建築物に関する指導要綱」による申請がありました。

質問します。

① 2 年間で、中高層建築物計画に関し、周辺住民からの苦情あった事例はありますか。

② 他都市と比べて岡山市の近隣関係者の範囲はあまりにも狭いので、広げるべきではありませんか。

津島笹ヶ瀬に 14 階建てマンション計画があります。岡山市に指導要綱による提出があったのは 8 月 12 日で、審査済書の交付は 9 月 12 日です。また、建築確認申請をしたのが、8 月 12 日で、確認済み証の発行が 9 月 12 日です。昨年度 10 階建て以上の建物は 6 件ありました。それらの指導要綱と確認申請の日にちの関係を調べると、5 件は確認申請のほうが早くなされていました。

③ 指導要綱第 3 条は、「建築主は、建築基準法・・・による確認の申請書を提出し、又は、・・・計画の通知をする前に・・・関係者に建築計画を説明し、協議しなければならない」と記されています。指導要綱がつけられた趣旨はなんでしょうか。

④ 「説明し、協議する」とはどこまでのことを求めていますか。

### 4. 新斎場について

補正予算に 4 億 6100 万円の新斎場用地費等が計上されました。

私はこの問題を知った昨年秋から、地元対応は誤らないようにと再三、局長に注意をしてきました。今回地元の馬屋上 4 町内会長が富吉町内会で総会を開かないことを理由に、

斎場計画を進めるよう求めてきたのを受けての予算計上だと思います。計画地は、北区富吉であり、三和は隣接地です。三和では一貫して町内会は反対しています。富吉では住民が総会開催を求め、1/3以上の署名を持って会長に要求したが執行部は開催の必要はないと拒否し、会長は住民に会おうとしません。そこで、改めて、総代有志が臨時総会を開催し、住民の半数を集め、圧倒的多数が反対を意思表示しました。このことは、市長への申し入れ書及び議会への陳情書でご存じのとおりです。

火葬場建設は必要と認識はしていますが、いわゆる「迷惑施設」であるので地元の人たちの理解は欠かせません。「迷惑施設」とは、どこかに造らなければならないことはみんなが認めていながら、誰もが嫌がるような施設です。建設地に決めるためには、住民間で大方の合意形成がなされていなければなりません。「総論賛成」が出来ていることが、スタート地点です。(公共性への合意の原則)

迷惑施設は、その施設から利益を受けるものに出来るだけ近い場所にするべきです。しかし、最終的には誰かが迷惑を引き受け、我慢しなければなりません。それに対し「迷惑料」の話が出るのはやむを得ませんが、あくまでも発生する迷惑への補償でなければなりません。立地の交渉材料にし、利益誘導によるお金の必要な地域を狙った取引になるのは邪道です。(受益者近接立地の原則)

行政は複数の候補地を提案し、それを1カ所に絞り込むプロセスを公開で行うのが遠回りに見えても、案外近道です。かつて東京都武蔵野市では、クリーンセンター建設に当たり、4つの候補地を提示し、「皆さんで決めてください」と市民に投げかけ、同時に期限内に決まらない場合は市が決めるとしたところ、公開の場でとことん論議した末に、当初市が思っていたところに決まったそうです。候補地を選定するところまでは市の責任です。(複数候補の原則)

そして、立地決定に住民が参加できる手続きを整えることが肝要です。(住民参加の原則) 質問します。

① 馬屋上地域に設置しなければならないと言う、この地域内での「総論賛成」の合意は取れたのですか。

② 候補地としては何カ所を選定したのですか。

③ 候補地を全て住民に明らかにしたのですか。

④ 候補地を絞り込む時点で、住民の意見はどのように反映されたのですか。

⑤ 富吉町内会の現状について、町内会として正常に機能していると判断していますか。

⑥ 富吉町内会の半数が臨時総会を開き、圧倒的多数が反対した事実についてどのような所見を持っていますか。

⑦ 岡山市は地元住民に対し、納得できるよう十分な努力をしたと言えますか。